

## 緒方家の中世文書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-06-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 漆原, 徹 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/52">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/52</a>

# 緒方家の中世文書

漆原 徹

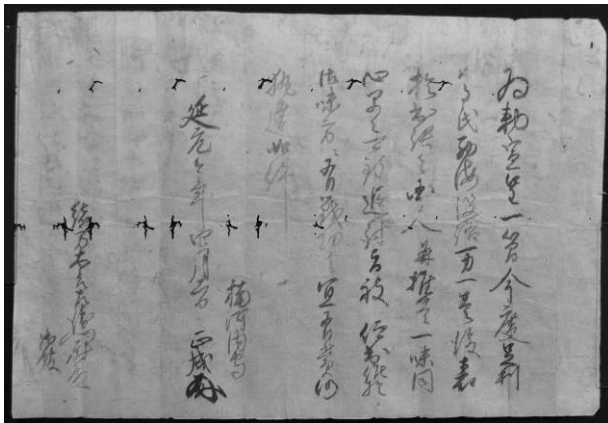
## はじめに

緒方家文書は、緒方維義の子孫という伝承を持つ岡崎藩士緒方家伝来の文書(1)であり、南北朝期以降戦国末期までの中世文書(2)、藩士時代の知行宛行状をはじめとする近世初期からの文書記録類、系図及び明治一〇年代からの古写真など映像史料や日記、書簡を含む近現代史料からなっている。また緒方家には、甲冑や刀剣など先祖相伝と見られる武器武具などの品々も伝えられており、中には江戸初期に作成された緒方家先祖の覚書や一族からの書状の記載内容から、中世にすでに同家の先祖が所持していたことが明らかな刀剣も残されている。これらの明治期の古写真や武器武具類を中心とした歴史的遺物も、文書と切り離すのではなく、緒方家史料群として一括すべき性格を持っている。これらを総合的に検討し評価していくことで、個別の文書史料から得られる文字情報より大きな情報と価値を引き出すことができるだろう。本稿では、緒方家の中世文書について紹介し、史料群全体の概要について述べる。

## I 中世文書

①楠木正成奉書

37. 3×42. 1 (法量 縦・横、単位センチ以下同)



為勅宣望一簡、今度足利  
尊氏西海没落、万一豊後表  
於出張者、国人並惟豊一味同  
心、早々可致追討旨、被 仰出候、猶  
御味方\_有戦功者、宜有賞、仍  
執達件如、

楠木河内守

延元元年四月二日 正成（花押）

緒方太郎左衛門尉殿

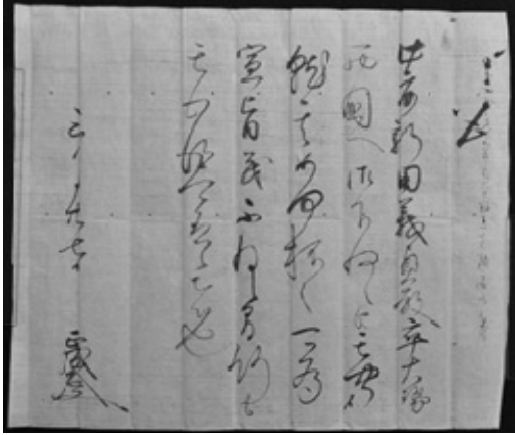
御報

包紙「 正行老通 37. 3×51. 3

楠ヨリ之書 三通正成二通」

② 木正成書状

29. 9×36. 4

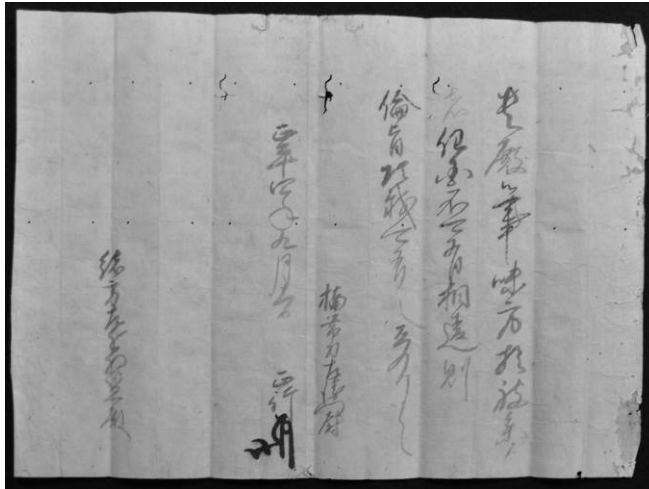


此度新田義貞殿卒大勢  
 西国へ御下向之由、其間候、  
 就其如何様之可為  
 宣旨義、不向之間、何も  
 其心得可有候者也、

三月廿七日 正成（花押）

③ 木正行書状

29. 1×40. 8



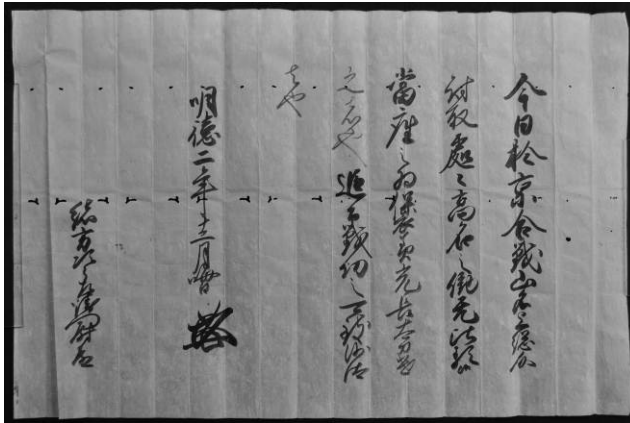
貴殿御事味方於被參候、  
者任国不可有相違、則  
綸旨頂戴可有候也、恐々謹言、

楠帶刀左衛門尉

正平四年九月十一日 正行（花押）

緒方左近将監殿

④ 足利義滿御内書 30. 2×47. 0



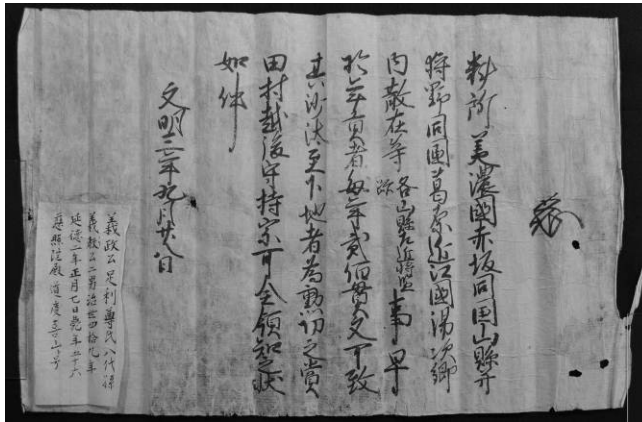
今日於京合戦山名上総介(義治)  
討取處々高名之働、无比類候、  
當座之為褒美、光長<sup>(3)</sup>太刀遣  
之者也、追而戦功之可致沙汰  
者也、

明德二年十二月晦日 (花押) (足利義滿)

緒方次郎左衛門尉殿

包紙(中) 「義滿公ヨリ感状壱通」

⑤ 足利義政御判御教書 34. 2×53. 2



(花押) (足利義政)

料所美濃国赤坂、同国山縣並  
 狩野、同国葛原、近江国湯次郷  
 内散在等<sup>各山縣左近將監跡</sup>事、早  
 於年貢者、毎年貳佰貫文可致  
 其沙汰、至下地者、為勲功賞  
 田村越後守持宗可全領知之状如件、

文明三年九月廿八日

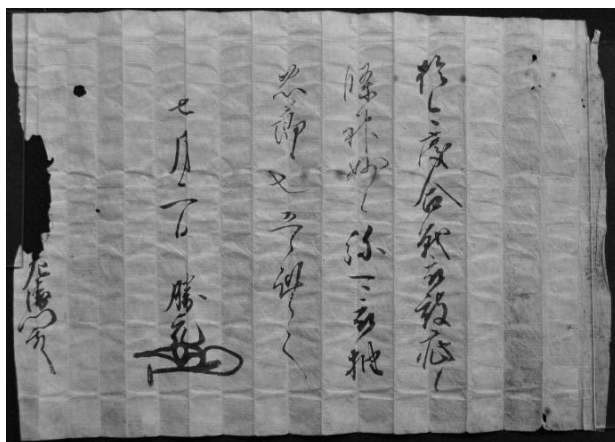
押紙 義政公足利尊氏八代孫  
 義教公二男治世四十九年  
 延徳二年正月七日薨年五十六  
 慈照院殿道慶喜山ト号

包紙 (外)「義政公ヨリ」 33. 0×30. 1 (二紙継紙 継紙6. 6)

包紙 (内) 33. 3×23. 9 貼紙 16. 7×7. 7

29. 8×4. 9

⑥ 細川勝元書状 19.8×29.0



於今度合戦被致疵候  
 條、神妙候、弥可被抽  
 忠節候也、恐々謹言、

七月二日 勝元(花押)(細川勝元)(4)

「押紙 大北与三左衛門卜在之」

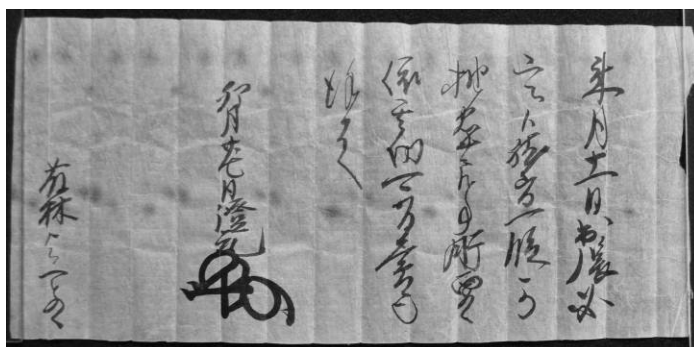
〔此の部分料紙欠損〕左衛門殿

押紙 6.0×1.0 (現状は本紙より剥離し、包紙内にあり)

包紙 22.2×16.1 「持之子

細川勝元ヨリ感状」

⑦ 細川澄元書状 9.9×21.6



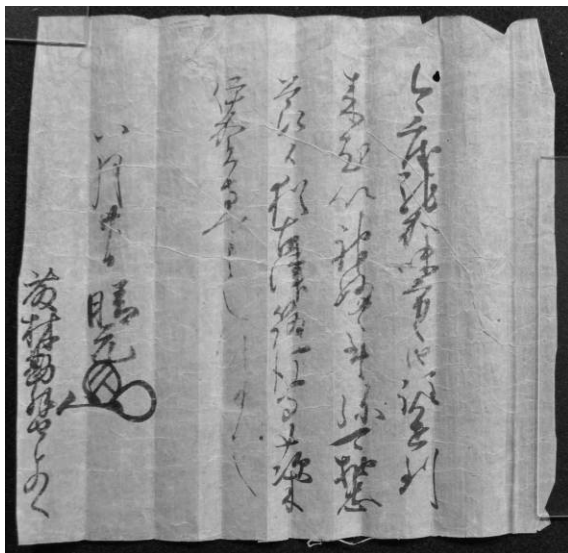
来月十一日出張必  
 定候、然者一段可

抽忠節事肝要候、  
依其功可有賞者候、  
謹言、

卯月廿七日 澄元(花押)  
藤林与一とのへ

包紙 16.2 × 11.7 「義春子政元カ養  
細川澄元ヨリ御下知 壹通」

⑧ 細川晴元書状 18.4 × 17.2 (裏打紙あり)

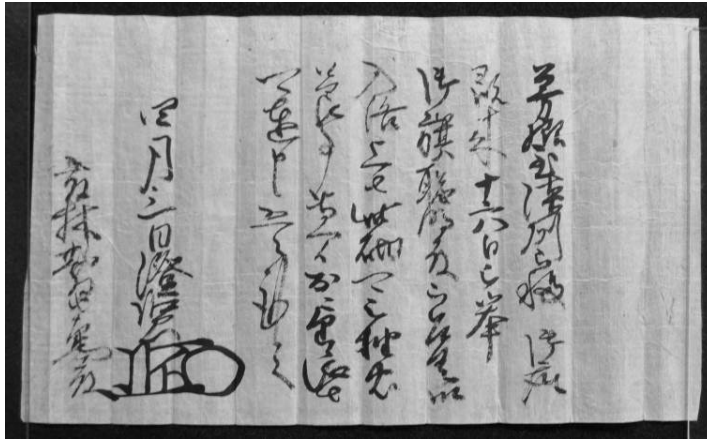


今度馳加味方之由註進到  
来、尤以神妙之至候、弥可抽忠  
節候、猶古津筑後守(元幸)・茨木  
伊賀守(長隆)可申候、謹言

八月廿日 晴元(花押)(細川晴元)  
藤林勘解由とのへ

包紙 16.0 × 22.3 「晴元ヨリ御下知 壹通」

⑨ 細川澄賢書状、 11. 5×19. 5

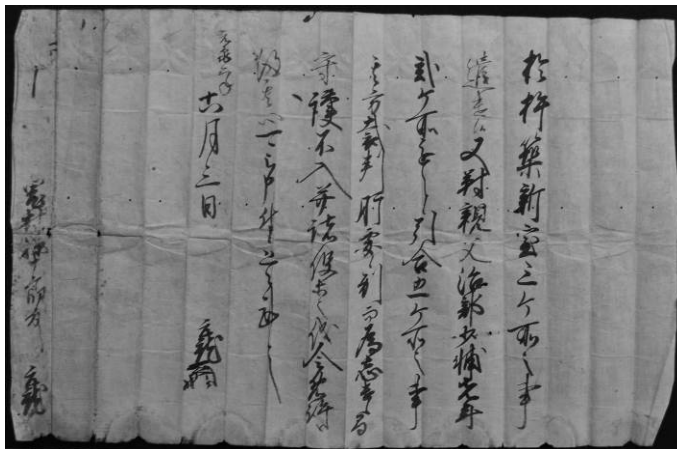


公方様至淡州被移 御座、  
 既来十六日被举  
 御旗、聰明殿(細川晴元)被召具御  
 入洛上者、此砌可被抽忠  
 節事専一候、於望之儀者、  
 可達申候、恐々謹言

四月三日 澄賢(花押)(細川澄元)  
 藤林勘解由左衛門尉殿

包紙(外) 14. 1×16. 2  
 包紙(中) 6. 7×19. 5

⑩ 毛利元就書状 28. 8×45. 0





於杵築新宝三ヶ所之事、  
 遣進候、又對親父治部少輔先年  
 貳ヶ所進之候、引合五ヶ所之事、  
 其方裁判肝要候、別而為志遣候間、  
 守護不入并諸役等之儀令免許候、  
 得其意可被申付候、恐々謹言、

元龜二年

六月三日

元就(花押)(毛利元就)

墨引

岡村弥十郎殿

元就

⑪ 三淵藤英・一色藤長・細川藤孝連署書状 14. 8×41. 2 (二紙継紙)



荻野悪右衛門尉こと被及鉾  
 楯之由、不可然被 思食候、  
 御入洛前之事候間、被閣  
 是非之意趣先在一和可被  
 抽御忠儀之由、被成 御内書候、  
 猶得其意可申之旨候、御  
 分別此節候、恐々謹言、

六月廿日

藤英(花押)(三淵藤英)

藤長(花押)(一色藤長)

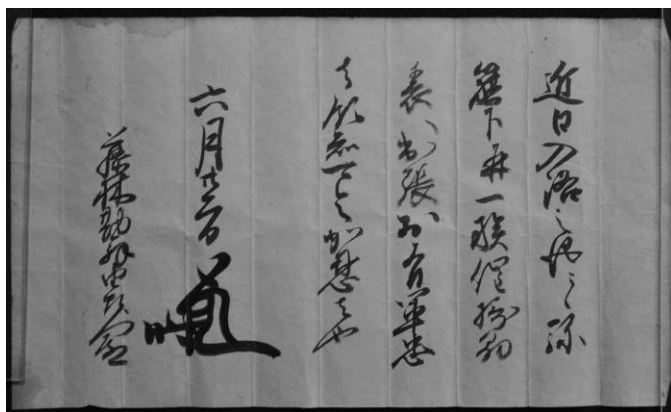
藤孝(花押)(細川藤孝)

赤松治部少輔殿(義祐)

包紙 22. 2×16. 1

押紙 6. 0×1. 0

⑫ 足利義昭御内書写 12.3×20.9



近日入浴之儀云々、弥  
旗下並一族催撰州  
表へ出張、於有軍忠  
者、領知可令加恩者也、

六月廿二日 (花押影)(足利義昭)

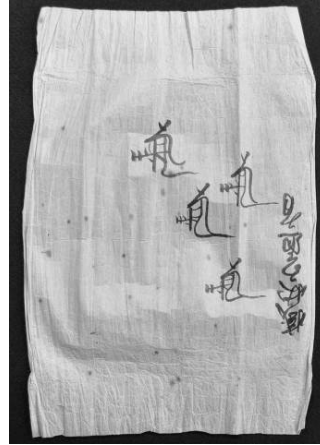
藤林勘解由頭門殿

包紙 16.2×14.1 「政春子政元養  
道永(細川高国)ヨリ蓑田方江御下知 一通」  
封紙 19.5×6.7 「藤林勘解由頭門とのへ」

参考資料

⑬-1

⑬-2



## I 中世文書

①②の楠木正成の二通と、③の楠木正行の文書は、江戸期に作成された偽文書で、①と②の正成の花押も相違するだけでなく文言も不自然で、元になる正文があったと考えることはできない。むしろ足利家、細川家などとの関係が深い緒方家にあつて、なぜ楠木正成・正行の偽文書が残されたのか考える必要があるだろう。おそらく建武三年足利尊氏九州落去から再上洛に際して九州から従軍し、京都近郊に地頭職などの諸職を給付されて土着したと思しき緒方家で、家譜系図や文書および伝承から楠木氏との関連は現在のところ見出すことができない。文書の正成の花押は、①と②では相違しているので、二通共に同時に緒方家において作成されたものではない。また当該期の軍勢催促状として異例であるばかりでなく、文言にも戦国時代以降の近世的な表現が見られ、写として見ることも難しい。いずれにしても①②ともに偽文書であり、正成とする花押が二通異なるのであるから作成も同時ではないだろう。③の楠木正行の誘降の書状も花押が正行のものとは異なるだけでなく、①②同様に文言も近世的表現が見られることから、近世の偽文書とすべきである。

④足利義満御内書。内容からは感状である。花押は足利義満の公家様花押を真似たものと考えられるが、やはり同人の花押とは相違しており、「明德」年号を記すなど御内書としては様式にも検討すべき点がある。従って文書内容が一定の事実を反映しているとしても、本文書は少なくとも写と判断される。文書内容に事実が反映しているとする場合、緒方家の先祖が義満奉公衆として活躍したことが窺われ、同家の先祖を知りうる最も古い史料であるとも考えることもできるが、疑問も残る。『明德記』上には、「山名上総介」討死に関する記述があつて、義満の御馬廻として、「撰津左馬助、富永筑後守、左近将監」が、山名方の先手の部将山名上総介を討取ったとする。落馬した山名を直接討っているのは、「文安番帳」に奉公衆としてその名を確認できる富永筑後守であるが、単騎の山名上総介を三人で迎え討った経緯が述べられている。しかしながら、姓が記されない「左近将監」の姓は、富永筑後守の次に記されていることから、筑後守と同姓とみるのが自

然であると思われる。するとこの文書の宛所は「緒方次郎左衛門尉」であるが、③楠木正行文書の名宛人「緒方左近将監」に結びつけて『明德記』の記事を参照して作られた疑いがある。あるいは③が江戸時代の偽文書であるから、同時期に前後して作成されたものかもしれない。先祖が足利義満の奉公衆として勲功をあげた事実、ないしその伝承が緒方家にあったため、先祖の勲功の証として作成された可能性は推測してもよい。本文書は少なくとも当時の正文ではないが、元になる文書が存在したかの、あるいは前述のような理由で後世作成されたのか今後さらに検討を要する。また、御内書なのに年号が記されているのも問題点である。

⑤足利義政御判御教書。本文書は袖判の恩賞宛行状であるが、正文としてよいと思われる。しかし、受給者「田村越後守持宗」と緒方家との関係は不明である。伝来した経緯もわからないので、中世の緒方家を知るための史料として利用することはまだできない。また本文書の江戸時代の包紙には、江戸時代の書付と一緒に包まれていたが、内容は本文書と直接の関係は認められず、火災での焼失を恐れて預けるとの内容しか記されていない。どの文書をさしているのか、また授受関係も具体的には明らかではない。おそらく過去包紙の中に誤って入れられたものと想像される。他の文書の包紙にも上書きと合致しない近世の文書が内包されている場合がまま見受けられる。(5) 本文書で注意すべき点は、文書の裏剥ぎ部分が広範囲に認められ、以前は表装された状態の文書であった可能性が高いことである。表装されていた文書を剥がして、現状のような状態で保存した点について、緒方家中世文書を検討するうえで留意する必要がある。また本文書表に江戸時代の料紙で押紙があり、足利義政の將軍代数、年号、法名など略歴が記載されている。

⑥細川勝元感状。本文書は文書奥裏の押紙に「大北与三左衛門ト在之」、と記されているが、文書奥中央部、「左衛門殿」の上部にあたる本来宛所の姓が書かれていた部分のみが欠損しているのはいかにも不自然な感じを受ける。文書そのものは、料紙、花押、文言などから細川勝元発給文書正文としてよいのではないと思われるが、宛所は本来別人宛で官途「左衛門」のみ残して破り取られた疑いも否定できない。大北氏は「石塔切」有綱銘太刀の象嵌名から緒方一族であるから、「大北与三左衛門」宛であれば作為の理由は不明である。

⑦細川澄元の書状には、「古文書写」（東京大学図書館蔵）と「武家雲箋」（『大日本史料』九編之三）に若干の文言の異同があるが写しが残されている。本文書が正文である可能性は高い。岡田謙一によれば初期、中期、後期と分類できる澄元の花押の変遷からみると初期のものとしてよく、日付「卯月廿七日」は、「古文書写」と『大日本史料』にも示されるように、永正八年に比定できるとのこと。墨引封跡が残されていることから、正文としてよいと思われる。名宛人「藤林与一」は、「緒方家系図」によれば、大北氏と同じく緒方一族であることから、緒方家文書の先祖に宛てたことが確実な文書としては

もっとも時代的に遡る文書といえよう。

⑧細川晴元の書状。残された細川晴元の花押を分析した岡田謙一によると、初期のものと見られるという。年代的には天文五年から十八年の間という可能性が高いとのことである。重要な指摘である。本文書も前出⑦号文書と同様に、名宛人は「藤林」であるが、藤林姓は緒方家の分家として江戸時代の文書、覚書などにも確認できるので、中世の緒方家の先祖に宛てた確実な文書として数えることができるだろう。

⑨細川澄賢書状。「藤林勘解由左衛門」宛で、⑧文書の名宛人「藤林勘解由」と同人宛と見られる。墨引封跡が残されており正文としてよいと思われ、⑦⑧同様、中世の緒方一族に宛てられた確実な中世文書である。細川澄賢は細川典厩政国の子であり、姉妹に細川高国室がいる。数少ない細川澄賢発給の文書としても貴重な文書である。

⑩毛利元就書状。名宛人の「岡村弥十郎」と緒方家がどのような関係があるのかは明らかにできていない。⑪号文書と関連があるように思われるが婚姻関係を通じて入ったものなのか現時点では判然としない。元就の花押や料紙からは正文と見られるが、付年号を「元龜二年」と「年」の文字まで書き入れるのは異例との岡田氏の指摘もある。一般に杉原紙とよばれる料紙であるが、この文書も今後緒方家との関係を明らかにしていく必要がある。

⑪足利義昭奉行人衆の書状であるが、宛所が播磨の「赤松治部少輔」となっており、前号文書同様なぜ緒方家に伝来したのかは不明である。「赤松兵部少輔」は、播磨赤松家の義祐である。三淵藤英、一色藤長、細川藤孝のそれぞれの花押もよく、文書そのものは疑うべき点はない。足利義昭奉行人連署の書状正文であると思われる。おそらく天正年間の文書であるが、年号の比定と緒方家に伝来した理由は前号文書と同じく今後の課題である。

⑫足利義昭御内書は、軍勢催促の書状で花押も足利義昭のものに似ているが、文言の時代が下ると思われる表現があり、正文と見ることは難しい。史料⑬1・2に示したように、緒方家には、『花押藪』から写した足利義昭花押がいくつか一紙にかかれたものが残されている。⑬-1に見るように、「義輝公御判」と記すが、義昭の花押を写したものである。両人の花押の類似性から誤ったものであろう。(6)このような『花押藪』からの花押の転記が残されている事実は、緒方家で文書を作成する際に、花押影を入れるための練習をしていた証拠といえるだろう。『花押藪』の注記があるから、写すべき元になる文書があったとしても、それには花押がなかったことになるので、文言を含めての作成だった可能性も高いといえよう。本文書には、封紙にも墨引が残されており、本紙だけでなく封紙を含めて完全な作為がなされた証拠が残る興味深い文書である。少なくとも義昭時代以前の足利將軍からの御内書などの正文が手元にあって、書札、封紙などを参

考にすることができたのではないか。

## II 近世文書

戦国末期の緒方家では、当主光政が明智光秀の与力として山崎合戦で討死したと伝えており、以後丹後の細川家家中と思しき武士から援助を受けていたと伝える惟昌の「覚書」の記述がある。「覚書」によれば、山崎合戦に十四歳で従軍した猪兵衛重政とその子権右衛門雅近は浪人したといい、当該期の文書は残されていない。近世に入って最初の文書は、雅近の子緒方惟昌が肥後熊本藩に仕官した際に藩主細川綱利から発給された知行宛行状とその知行地を示す取付目録である。六年後惟昌は再度浪人し、延宝五年和歌山郡山本本多家に仕官して、以後奥州福島、播州姫路と本多家の転封に従い天和三（一六八三）年、姫路で没している。緒方家は以後岡崎藩士として明治維新を迎えるまで、本多忠勝流本多家に仕えている。本多家歴代藩主からの知行宛行状などの文書が継続的に残されており、系譜、家譜の記載と一致しその文書にも疑う余地はない。近世初頭には緒方惟昌により系図、家譜の編纂と文書の整理などが行われており、系図および過去帳や由緒書もこの時期に整えられたものと見られる。緒方家においてこの史料整理の契機となったのは、先祖を同じくする幕府旗本藤林家からの依頼であったかと思われる。一族の幕臣藤林家からの問い合わせに応じて、当時緒方本家に伝来していた文書や太刀などについて回答したものであろう。何通かの文書が購入ないし作成されたとすればこの時期である可能性が疑われる。しかし、幕臣藤林家の認識では、岡崎藩士の緒方家が緒方一族の宗家とみていることが明らかで、その点は史料を検討していく上で重要である。緒方一族には、長州藩士の木村氏や京都御菜園方の幕臣藤林家など近世にも緒方家と文通があったことが確認される同族があり、尾方光琳や緒方洪庵なども緒方維栄の子孫といわれているが、現在のところどのような家系的関連があるかはわかっていない。この点も今後の課題の一つといえよう。近世初頭に緒方家の惟昌が当時伝承や系譜なども整理して記録してくれたことが、今日残された緒方家史料を読み解く上で大きな助けとなっている。近世史料としては、家譜、系図、過去帳、由緒書などを除いた近世文書は五十五点ほどが確認される。（西光三）

## III 近現代文書

緒方家史料の特徴の一つは、近現代に関する資料がかなり多数残されていることである。緒方家では、現当主の祖父兄弟が、陸軍士官学校、海軍兵学校を卒業していることから、明治草創期の帝国陸海軍の士官学校と兵学校の入学や卒業に関する制度的文書をはじめ、将校任官の辞令や兵学校などの交友関係のあった人物からの書簡多数が残されている。この中には、明治期軍学校の教育制度の詳細を明らかにする文書や、昇進に関する人事関係の問題を同期や前後の知人たちと相談した書簡も何通か残されていて興味深い。また明治十年代初頭からの写真が膨大に残されていることも、緒方家の史料群の特徴である。皇族や華族および公的機関や会社が写真を残している例はまますみ見られるが、岡崎藩士という士族とはいえ、いわば庶民の家で、折に触れ写真撮影を行い、それが明治十年代から継続的に残存しているという例はそれほど多くはないと思われる。海軍兵学校の同期には、後の海軍大将黒井悌次

郎や柄内曾次郎などがおり、また旅順港閉塞作戦で戦死した広瀬武夫などからの書簡も残されており、いずれも緒方家とは親しい関係であったことがわかっている。これらの書簡と写真、帝国海軍の公刊されている記録類と照合することで、海軍内部における当時の交友関係や人事制度を伺い知る上で貴重な書簡資料として活用できると思われる。近現代史料は、陸海軍の辞令、叙位任官、叙勲に関するもの、従軍日記、書簡である。なお史料点数の数え方によって若干増える可能性があるが、現時点（平成二十四年八月）で総数五六九点確認される。（高田久実）

#### IV 甲冑と刀剣

緒方家には、文書記録類のほかに、甲冑と旗指物（7）、軍配、刀剣などの武器武具類も残されている。刀剣は一振り以外戦国期以前の古刀であり、とくに「有綱」の二字銘が認められる太刀は、その制作時期が鎌倉初期を下らないもので、象嵌銘も緒方家の史料として貴重なものである。（8）作成当時の目釘孔の下部指表（佩裏）に、「有綱」の二字銘がある。「有綱」銘の「有」の文字の特徴は下部が狭まる点にあり、正真の数少ない遺作と銘の書体が合致している。また同じ伯耆大原の安綱とは異なり、銘を佩裏に切る点も同様であり作者は伯耆国の有綱であるとみて間違いないであろう。この太刀の佩表には銀で象嵌銘がある。「伴清定石塔切 大北氏時定所持」とある。銘文の「伴清定石塔」は、京都市伏見区浄貞院の境内に現存しており、鎌倉初期の一石五輪塔である。すぐ横にやはり鎌倉期の五輪塔が残されているが、伴清定という人物については未詳である。緒方家の近世文書には伴清定石塔切りについて、「緒方惟昌覚書」などいくつか由来が記されている。幕臣の一族藤林家からの問い合わせの書状にも、石塔切の太刀について問い合わせしており、江戸時代初期においても一族ではその存在が知られていたであろう。「緒方惟昌覚書」によれば、象嵌銘の「大北氏時定」は、「号大北緒方時定、従五位下長門守」で、応仁の乱において細川勝元に属して戦功を上げた人物とされている。覚書には、文明三年二月のある夜に、緒方家所領の横大路に大入道の妖怪変化が出没していたので、緒方時定が有綱の太刀で切りつけ、以後大入道は出なくなったが、伴清定の石塔に切り傷が残されていたという伝承が記されている。浄貞院に現存する一石五輪石塔背面には斜めに亀裂があり、写真画像で見ると鉄分の影響か朱色に観察される。緒方家現御当主が同寺住職に聞いたところ、石塔に関するなんらの伝承も聞いていないとのことだが、開基は、緒方惟昌の覚書によると、時定の孫藤林宗政である。中世以来緒方家の所領であったと思しき横大路の緒方家館跡が同寺になったものと考えられるが、今後の調査を待ちたい。伝来の有綱太刀の象嵌銘が江戸初期の家譜に文明三年の由緒として記され、中世に居住していた所領内の寺院境内に現存するという例は稀有なのではないだろうか。有綱の太刀は、作風から見て時代的には平安末期から鎌倉初期のものと考えられ、同家の緒方惟栄の時代と合致するが、それについての伝承や記録はなく、また室町期の石塔切の伝説以前の太刀の名称も伝えられていない。

#### 小括

以上、緒方家中世文書を中心に、文書史料と武具などその概要を紹介した。緒方家の総合史

料群の保存状態が良好であったのは、第一に蔵などに別置された期間がないか短期間だったことが大きな理由と思われる。少なくとも明治期以降は、家族の居住空間に文書はもちろん甲冑刀剣も保管されてきたことがわかっている。次に、岡崎藩士であった同家が明治維新直後に、兄弟で草創期の帝国陸海軍に入ったことから士族として経済的没落を免れ、以後も第二次大戦後の混乱期も含めて伝来の品々を保管し維持できる状況が続いたことがその前提として挙げられる。その結果、特に近世以降の文書史料や武具類が比較的よい状態で保存されてきた。

今回は紹介できなかったが、緒方家には、「緒方家系図」同家由緒書、過去帳などが残されており、その最初の作成は中世末期から近世初頭に遡るとみられ、以来書き継がれている。また緒方家の江戸時代初期の先祖緒方惟昌による、「覚書」と関連する一族からの書状は、家系図と並んで今後緒方家の総合史料を考察していく上で重要な史料であり、今後検討を進めていく必要がある。

緒方家文書の現状は、明治時代の革製旅行トランクや草創期の丸善の洋服箱などに分置し保管されている。また甲冑は近年アクリル製のケース内に嘉永七年の墨書のある桐材の鎧かけに架けた状態で室内に保管されている。

史料集の刊行にむけての史料を整理する作業を進めていく過程で、今後の課題として以下のような問題を明らかにしておく必要があると思われる。第一に、家系図、家譜、過去帳の検討と、それに伴って大北、藤林氏という緒方家を本宗家とする別姓同族との関係を明らかにすることが求められよう。すなわち、緒方家中世文書には⑤⑩⑪のように、緒方家やその一族である大北氏、藤林氏以外に宛てた文書が残されているので、緒方家との関係を可能な限り探っていくことが求められる。緒方家に残された史料群を概観するとき、文書を整理し家譜を記した緒方惟昌以前にあたる浪人時代の前後では文書史料の性格に相違が見られる。緒方家中世文書では、直接緒方家に宛てて発給された証拠のある文書の正文は見られず、正文は、庶子家とみられる大北氏、あるいは藤林氏宛の文書である。⑥の緒方一族の大北氏に宛てた文書を含めて少なくとも⑦⑧⑨の三通は緒方一族の藤林氏宛の確かな中世文書と言えるだろう。一方で「緒方」氏宛中世文書には正文とするにはいずれも問題点がある。緒方家中世文書の正文とみられるものが別姓同族宛のみ限られるというこの問題点は、近世の諸史料を検討していく過程で明らかにすることができるかもしれない。近世に入ると別姓同族宛の文書は見られなくなり、歴代藩主からの文書が継続的に残されており、本多家の家臣としての明証が連続している。幕末に幕臣藤林家から京都南郊の中世相伝の地である横大路の土地屋敷を、岡崎藩士緒方本家に譲る旨の譲状がだされていることから、その時に藤林家から中世文書の一部も本家緒方家に譲られた可能性は考えられよう。本多家、それ以前の細川家に仕官した経緯はまだ明らかではないが、緒方惟栄子孫の本家という中世以来の名家として、おそらく主家本多家を含めた周囲や一族の幕臣藤林家からも認識されていたことは明らかである。今後各時代の史料を総合的に検討する中で、中世の緒方家について、関連諸家の文書、古記録だけでなく、同家ゆかりの寺院や故地などに残された金石史料などからもその実像を明らかにしていきたい。本稿では緒方家中世文書と同家に残された史料群の概要について紹介した。近世・近現代を含めた史料の詳細な解題については、刊行予定の緒方家史料



集で研究成果として公開する予定である。

## 注

1 昨年平成二十三年の夏、緒方家の御子孫緒方容造氏からご連絡をいただき、ご自宅に伺って拝見したところ、文書は中世から近現代にわたって点数も多く、武器武具類や仏像、写真など多様な資料群であることから、各時代各分野を専門とする研究者の協力を得ながら調査を進め、緒方家御当主のご希望もあり史料集として公開する予定である。緒方家史料を整理検討して史料集を刊行するための研究会を組織した。メンバーは、生駒哲郎(武蔵野大学研究リサーチセンター研究員)、岡田謙一(渋谷区教育委員会)、西光三(荒川区教育委員会)、高田久実(慶應義塾大学大学院博士課程)で担当を分担して調査を進めている。

2 中世文書の料紙については、楮紙、楮混じり斐紙、などであるが、刊行予定の史料集には、現在継続中の科研(研究代表 岡野友彦、研究分担者 永村眞、漆原)の研究成果を反映した分類により近世文書を含めて改めて解題を付したいと考えている。

3 文書中の褒美として与えられたとする太刀「光長」の作者は、『古刀銘尽大全』に、「応和頃、奥州舞草後和州住同人」、または元亨頃の平安城光長「元亨頃虎熊入道と号す」、と記される複数の刀工が該当するものと推定されるが、いずれも現存する作刀は殆ど残されていないようである。佐野美術館長渡邊妙子氏のご教示によれば、後者平安城光長は、京山城鍛冶であるから奥州舞草鍛冶よりは京都で知られていたらしいとのこと。しかし足利義満期に高名な刀工として周知されていたかどうか、また江戸時代下って作成された文書と考えるとなおさらである。いずれにせよ山城、備前、相模の高名な刀工の名前が用いられていないことから写として、「光長」など一定の事実を反映した正文の存在の可能性を考えてもよいだろう。緒方家には後述する有綱銘の太刀のほか、「国次」、備前長船「祐定」など数振りの刀剣類があるが、「光長」銘の太刀は残されていない。

4 岡田謙一は、本文書の細川勝元の花押に停滞する線が認められ疑問があると判断する。しかしながら、勝元の花押は残されているものに異動が認められたとせば足利尊氏に比較するとかなり幅があり一定していない。花押の線の停滞は許容範囲と見るべきか、従来勝元の花押とされているものの中に検討すべき文書が含まれているのか、にわかに断定することは難しいが本文書の花押は許容範囲と考えてよいのではないか。むしろ宛所の姓の部位を切取っているように見えることから、作為が施された当時はむしろ文書そのものは正しいものと見られていたのではないだろうか。

5 緒方家文書の特徴の一つに、その保存環境があげられる。少なくとも近現代においては生活居住空間に保管されてきた事に留意すべきだろう。このため、文書の状態は良好であるが、繰り返し読まれ整理されてきた結果、本来無関係な文書が整理のための包紙と一緒にされたり、元は一緒だったはずの文書が別の包紙に入られているものが散見される。また緒方惟昌によって整理された際にも、かなり大幅な変更が加えられたものと思われる。

6 江戸時代に成立した『花押藪』には、新井白石が著したものと、「大日本史」の編纂に加わった丸山可澄(活堂)のそれが知られるが、当時緒方家でいずれの『花押藪』を写したのかは知ることはできない。

7 甲冑は紺糸緘胴丸具足で、冑、前立、面頬、袖、籠手、手甲、草摺、佩楯、臈当など小具足や、待

受あるいは、合当理（がったり）という旗指物を指す筒も揃っている。

また、采配と旗指物も残されている。紺地の旗は、金で「一」、その下部に白抜きで「右」という文字がある。おそらく藩主を護衛する一番右備えという意味であろう。作成年代について近藤好和氏のご教示では、戦国末期から江戸初期にかけての様式を示してはいるが、当世具足は江戸時代を通じて様式の変化がなく、緒方家の具足は幕末の作成である可能性が高いという。桐材の鎧かけの基部に、「嘉永七寅年八月」と墨書がある。しかし、下散の糸目の色が異なっており、下部の糸が補修された形跡があるので、制作年代については近世初頭に遡る可能性も残されておりなお今後の精査が必要であろう。

8 長さ、二尺四寸六分五厘、反り、八分一厘、 鎬造、庵棟、小鋒、腰反高く、踏張りがあり、地鉄は小板目肌立ち、地沸多く、刃文は沸出来、帽子湾れて小丸に返る。茎は生ぶで鱧目は判然としない。目釘孔三つ。刀身に古錆が何箇所か見られ、化粧研ぎではなく江戸時代の古い差込み研ぎのままと見られる。刀工としての有綱銘の遺作は、時代が新しいこともあり石州有綱の遺作の方が多いと思われるが、緒方家伝来の有綱は童子切安綱で有名な伯耆安綱の孫とも弟子とも伝える伯耆有綱と見られる。伯耆有綱在銘の遺作の代表作としては、大山祇神社蔵、東京富士美術館蔵の二口が重要文化財に指定されている。緒方家伝来の「石塔切」象嵌銘を持つ「有綱」は、これら二口と作風、銘の位置と書体が共通しており伯耆有綱とみて誤りない。